

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

大分国民年金 事案 788

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間、58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間、及び 60 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 58 年 10 月
③ 昭和 58 年 11 月から 59 年 3 月まで
④ 昭和 60 年 3 月

私の国民年金への加入は、20 歳の時に祖父が加入手続を行い、国民年金保険料を地区の納付組織で納付してくれていたため、申立期間が未納及び未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、当初、昭和 60 年 3 月の国民年金保険料は納付済みであったことが確認できる。オンライン記録によると、国民年金の資格喪失日が同年 3 月 31 日と記録されたことにより、申立期間④の保険料を申立期間②である 58 年 10 月の保険料に充当された上で、保険料差額が還付処理（昭和 60 年 5 月 31 日処理済み）された記録が確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間④である昭和 60 年 3 月について、申立人は、厚生年金保険及び他の被用者年金に加入しておらず（厚生年金保険の資格取得日は昭和 60 年 4 月 1 日）、本来、国民年金の強制加入被保険者期間とすべきところ、行政側の事実と異なる国民年金被保険者の資格喪失処理により、誤った充当及び還付処理が行われたものと判断できることから、申立期間④については当初の記録のとおり、納付済み期間とすることが必要である。

2 申立人は、「私の国民年金への加入は、20 歳の時に祖父が加入手続を行い、国民年金保険料を地区の納付組織で納付してくれていた。」と主張しているところ、申立人の母親は、「当時の国民年金保険料の納付は家族 3

人分を全て祖父に任せていた。毎月納付組織を通じて、全員分納付してくれていたはずである。」と供述している上、申立人の両親の国民年金について、昭和 39 年 4 月からそれぞれが 60 歳に到達するまでの期間（全ての申立期間を含む）に係る国民年金保険料に未納は無いことから、申立人の祖父の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①について、3 か月と短期間である上、申立人の国民年金加入時期は、A 市の国民年金受付処理簿から昭和 56 年 3 月頃と推認され、この時点で申立期間①は現年度納付が可能な期間であり、申立人の祖父の納付意識の高さを踏まえると、国民年金への加入手続をしたにもかかわらず、当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間②及び③について、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿においては未納であることが確認できるものの、当該期間は 6 か月と短期間であり、当該期間前後の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できる上、上記 1 を踏まえると、当該名簿において、申立期間④の還付も記載されておらず、申立人の年金記録について行政側の記録管理が適切に行われていたとは言い難いこと、及び上記申立人の祖父の納付意識の高さを踏まえて判断すると、当該期間についても保険料を納付したと考えても不自然ではない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

私は、申立期間当時学生で、平成3年度はA区役所で国民年金の加入手続と同時に保険料免除の申請を行った。平成3年度は免除となっているが、4年度は前年と同様に免除申請したにもかかわらず、免除となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が免除申請を行っている平成3年度は、20歳以上の大学生等が国民年金に強制加入となった初年度であり、この当時、社会保険庁（当時）では各市町村に対し、住民基本台帳等により学生の適用対象者を確実に把握し、往復ハガキによる勧奨を行う等、積極的な勧奨を要請することとされており、A区においてもこれに基づき積極的な勧奨を行っていたことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の前年度においてA区役所で免除申請を行い、これに係る承認を受けている上、「平成3年度と同様に4年度も免除申請に係る手続をした。」旨主張しており、年度ごとに免除申請を行う必要性を認識していたものと推認されるとともに、A区では、「前年度が申請免除期間であるものに対しては、次年度当初に免除申請に関する案内を行っていた。」と回答していることから判断すると、申立人が申立期間においても前年度同様に免除申請を行っていたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 3 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 3 月から同年 11 月まで
② 昭和 54 年 8 月から 57 年 5 月まで

私の国民年金は、母が加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていた。

送られて来た納付書で全て納付したはずなので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る特殊台帳の昭和 54 年度摘要欄に「催告状、納付書発行」と記載されていることが確認できることから、申立人に申立期間①に係る過年度納付書が発行されていたことが推認できる。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が所持する昭和 54 年 8 月の家計簿には、「6 か月分年金 : 21,840 円」との記載があり、これは昭和 53 年度分過年度保険料額（2 万 1,840 円）と一致していることが確認できることから、申立期間①のうち、53 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料が過年度納付されたことが認められる。

さらに、申立期間①に係る過年度納付書の発行について、年金事務センターでは、「昭和 52 年度分（保険料額 2,200 円）と 53 年度分（同 2 万 1,840 円）の 2 枚に分割して発行された可能性も否定できない。」と回答しているところ、申立人の母親は、「請求があったものは全て納付したはずである。」と主張しており、上記のとおり申立期間①のうち、昭和 53 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料を過年度納付していることから判断すると、その時点（昭和 54 年 8 月頃）で過年度納付可能であり、かつ少額である昭和

52 年度分過年度保険料額（2,200 円）についても納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿の資格取得日は、昭和 53 年 12 月 5 日（任意加入）となっているところ、特殊台帳の資格取得日は、同年 3 月 7 日（強制加入）となっていることから、申立期間①当時、行政側に不適切な記録管理が行われていた可能性がうかがえる。

一方、申立期間②について、申立人の A 町の国民年金被保険者名簿の資格喪失日が昭和 54 年 8 月 29 日となっていることから、申立期間②は未加入期間として処理されており、納付書は発行されず、保険料を納付することができなかつたと推認される上、申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情は見当たらない。

また、申立人の母親は、「郵便局に勤めていた妹から 6 か月分をまとめて納付すれば保険料の割引があると言われ、54 年 8 月から 57 年 8 月まで、6 か月ごとに郵便局で納付した。」と主張しているところ、国民年金保険料の前納制度については、申立期間②当時は 1 年分の前納制度のみであり、6 か月分の前納制度が創設されたのは平成 7 年度からである。

さらに、申立人の母親は、国民年金保険料を納付した時期及び保険料額等の記憶が曖昧である上、申立人の母親の家計簿には、申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す記載は見当たらず、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 3 月から同年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 791

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成 5 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 5 年 12 月まで

私は、昭和 57 年の退職時に、市役所で国民健康保険とともに国民年金の加入手続を行った。退職後の自営業が軌道に乗るまでは国民年金保険料を納付しなかったが、昭和 60 年頃から保険料を納付するようになったと記憶しているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人前後の被保険者記録から、昭和 57 年 10 月頃に厚生年金保険の資格喪失日である同年 10 月 1 日を資格取得日として払い出されていることが推認でき、申立人の主張のとおり、国民健康保険（申立人の国民健康保険の加入期間は昭和 57 年 10 月 1 日から平成 9 年 1 月 1 日）と同時に加入手続された状況がうかがえる。

しかしながら、申立人は、「加入当初は自営業が軌道に乗るまでは国民年金保険料を納付しなかった。」と主張している上、申立人が申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したとする元妻（昭和 61 年 11 月頃加入）についても当該期間の保険料は未納となっており、申立期間直後の平成 6 年 1 月から申立人と同様に保険料の納付が開始されていることが確認できることを踏まえると、申立人が納付時期を誤認している可能性も否定できない。

また、申立期間は 105 か月間と長期間であるとともに、申立人が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 792

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 12 月まで

私は、申立期間に A 市から B 町に戻り、国民年金に加入して保険料を納付した記憶があるので、申立期間が国民年金の未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人が、申立期間を含め、国民年金に加入した記録は確認できず、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されず、保険料を納付できなかつた期間であったと考えられる。

また、申立人が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 953

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで

私は、高等学校を卒業後、A市に所在したB社に勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時におけるB社の事業主は既に死亡している上、現在の事業主は、「申立人に係る厚生年金保険料の控除等については、当時の賃金台帳等の資料が無いため不明である。」と供述しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時においてB社に係る経理事務を担当していたとする者は、「申立人は臨時社員であったと記憶しているので、社会保険には加入していなかったと思う。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない上、申立期間における健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたと認めることはできない。